

第1237回 高知市教育委員会 7 月定例会 議事録

1 開催日 令和 2 年 7 月 21 日 (火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 51 号 令和 3 年度使用高知地区教科用図書の採択について

日程第 3 市教委第 52 号 令和 3 年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について

日程第 4 市教委第 53 号 令和 3 年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第 5 市教委第 54 号 高知市青年センター指定管理者審査委員会委員の委嘱等について

日程第 6 市教委第 55 号 高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について

日程第 7 市教委第 56 号 高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

報告 ○高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告

○第 477 回高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和 2 年 7 月市議会質疑概要について（教育委員会関係）

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	理事	貞 廣 岳 士
	教育次長	弘 瀬 健一郎
	参事スポーツ振興課長事務取扱	永 野 哲 也
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	谷 脇 聖 児
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	民権・文化財課長	山 岡 奈穂子
	高知商業高等学校事務長	池 上 哲 夫

教育政策課長補佐	濱	田	光
教育研究所特別支援教育班長	萩	森	司
学校教育課指導主事	入	江	洋
学校教育課指導主事	森	岡	亮
教育研究所指導主事	水	野	幸 枝
教育政策課総務担当係長	神	岡	純 子
教育政策課主任	西	村	夏 海

1 令和2年7月21日（火） 午後3時～午後4時30分

2 議事内容

開会 午後3時5分

山本教育長

ただいまから第1237回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は森田委員、よろしくお願いいたします。

森田委員

はい。

山本教育長

本日は議案が6件、報告事項が4件となっています。

議案のうち3議案は8月末までの間、時限秘の内容となっており、報告事項のうち1件は個人情報に関わる内容であることから、秘密会となりますので、先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。日程第5 市教委第54号「高知市青年センター指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の指定候補者の選定に係る審査を行うため、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条に基づく、委員の委嘱又は任命についてご説明します。

今回の審査対象施設は、高知市青年センターでございます。

6ページをご覧ください。今回、委嘱又は任命を予定しております、審査委員会委員名簿でございます。名簿の上から、加藤勝巳総務部副部長、澤村素志財務部副部長、貞廣岳士教育委員会理事・教育次長事務取扱は、同規則第3条第2項によるものでございます。

次に、同規則第3条第1項の「対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員」として委嘱する4名の方をご説明します。4番の西本和男さんは、指定管理者選定ガイドラインにより選任する者のうち1名は、「応募団体の財務状況等の審査の専門性向上のため、税理士・公認会計士等の専門的知識を有する者を選任すること」とされていることから、四国税理士会から推薦をいただいた方でございます。5番の藤田清美さんは、高知市青少年育成協議会の理事であり、また、高知市小中学校PTA連合会の事務局として、子供たちの健全な育成のために、学校や地域の方々と協力して、様々な取組をされており、青少年の健全な育成に関して知識を有する者として選任するものです。6番の内田壮一郎さんは、高知市青年団協議会OB会に所属している方で、高知市青年センター運営委員会委員長としての経歴もあり、本施設に関して知識を有する者として選任するものです。最後に7番の川田真由美さんは、高知市社会教育委員であり、また、高知県スポーツ振興財団の評議員でもあります。また、高知市立市民図書館協議会委員としての経歴もあり、社会教育施設に関して知識を有する者として選任するものです。

委嘱期間は、1回目の審査を行う令和2年10月9日から令和3年3月31日までの予定です。説明は、以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

上の4人までは規則で決まった者になります。そして内田さんは、青年センターができたときから実際利用もされていますし、すごく頼られている方です。川田さんは先ほどもありましたように、社会教育委員としてご活躍をいただいている方でございます。

谷委員

この5番の人は女性ですか。

山本教育長

女性です。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第54号「高知市青年センター指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第54号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第55号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

民権・文化財課長

市教委第55号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について」をご説明します。

この協議会は、高知市立自由民権記念館条例第26条により設置が定められております。高知市立自由民権記念館の運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に意見を述べる機関として設置されており、今回、任期満了に伴い委員の委嘱等を行うものです。

8ページをご覧ください。委員の任期は、令和2年8月1日から令和4年7月31日までの2年間となります。今回、委嘱等を行う委員は8名で、6名が再任、2名が新任となります。新任のお二人は、6番の佐賀厚幸さんは高知市立大津中学校長で、学校との連携の立場から、8番の山岡正史さんは株式会社高知新聞社編集局長で、報道機関の立場からご意見をいただきます。

なお、女性委員につきましては、8人中4人、50パーセントとなっております。以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第55号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第55号は、原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第56号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育環境支援課長

市教委第56号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

9ページをご覧ください。改正の趣旨としましては、国家公務員の公務災害補償における介護補償の額の引き上げが令和2年4月1日に行われたことに伴い、規則の改正を行うものです。また、「病氣」という部分が「疾病」という文言に改められております。

改正内容につきましては議案書10ページ、説明につきましては11ページの新旧対照表を使って説明させていただきたいと思っております。新旧対照表は下線部が改正をされたこととなっております。改正の内容につきましては、介護補償額が改正されるものと「病氣」の文言を「疾病」に改める2点でございます。文言につきましては、第4条第1項及び第2項中「病氣」の部分を「疾病」に改め、同条第4項第1号中165,150円を166,950円に改め、同項第2号中70,790円を72,990円に改め、同項第3号中82,580円を83,480円に改め、同項第4号中35,400円を36,500円に改める介護補償の額を引き上げる改正内容となっております。

各号の金額は、学校医が公務災害により介護補償を受ける場合に、介護補償として支給をされる月額の上限額で、1号は常時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出した場合の額。4号は常時介護を要する場合で、親族による介護を受けた場合の額。3号は随時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出した場合の額。4号は随時介護を要する場合で、親族による介護を受けた場合の額となっております。

この規則は公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月1日から適応することとしております。なお、経過措置によりまして、令和2年4月1日以後の支給すべき事由が生じた介護補償については適用し、同日以前に支給事由が発生したものについては、従前の例によるとされているところです。以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

よく分からないのでお聞きします。「病氣」を「疾病」に改める理由というか、どうしてそうするのですか。

教育環境支援課長

我々の規定だけが「病氣」という文字を使っていまして、国の規定等そういったものについては「疾病」という言葉になっていたということで、それを合わせたということです。

谷委員

はい。分かりました。

西森委員

別に質問しようかどうかどうしようかと思っていましたが、今の話にちょっと触発されてまして。これは結局、公務災害補償ということで、どんな場面なのかと思いながらお聴きしていました。学校医さんが検診しているときに、万が一にも生徒に殴られてしまった場合は、多分公務災害なのかとか、あと、学校で検診中に学校医さんがまさかの災害に巻き込まれたりなどして、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日というのが、それは前半で分かるというか、事故だろうと思います。診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日といって、疾病が公務災害になる場合といえば、例えば一般によるうつ病とかそういったことがあって、これが公務と因果関係があるという

か、学校医の仕事と因果関係があつて疾病ということになっていったときなのかと思っていましたけど、学校で検診しているだけで、それで何かよほど強烈な体験に遭わない限りあまり起きない場面と思いながらお聴きしていましたが、実際に本市でこれを発動した例というのはあるのでしょうか。

教育環境支援課長

発生した例があるとは聞いてはございません。

西森委員

そうですね。よほどの場面ですね。

教育環境支援課長

ただ、今回のコロナのときに、医師会等を通じてかなりの問い合わせがございましたけれども、結局、学校とか子供さんとかで症例のない方、そこから感染をしたというケースを心配されていました。ドクターの方としては、自分が知らずに、その場合はこれの適用にならないと思いますけど、場合によってはうつされたというようなことです。

西森委員

でも、ありえますよね。

教育環境支援課長

そういうことがあると思います。

西森委員

実際これは、縁起でもないですが、いきてくる可能性があるかもしれないですね。

よく分かりました。ありがとうございます。

野並委員

これは、基本は行き来の交通事故ではないですか。それがメインだと思います。

西森委員

疾病という言葉で、疾病の場合も想定されているのかと思ひまして、何だろうと思つてしまったものですから。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第56号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よつて、市教委第56号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告」について、事務局からの説明をお願いします。

教育環境支援課長

「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告」をご説明いたします。

高知市プロポーザル選定委員会条例第2条の規定に基づきまして、高知市立学校給食調理等業務を委託する業者の選定に係る審査を行うために、高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会設置要綱第3条に基づきまして、委員の委嘱についてご報告をさせていただきます。

この学校給食調理業務委託につきましては、高知市のアウトソーシング推進計画、平成20年3月策定に基づきまして、学校給食の調理業務に係る民間委託を実施しているところでございます。高知市立潮江小学校及び昭和小学校、高須小学校の3校が今年度の対象となっておりますけれども、3校とも今年度末に委託期間が満了するというので、引き続き令和3年4月から5年間の委託業者を選定するものになります。

選定委員会の委員につきましては、学校給食の意義でございますとか、目的を十分に理解していただきまして、衛生管理についての的確な能力を有する業者を選定するために必要な専門知識を有する者、また、実施学校関係等の関係者9名を選任するものでございます。

女性の委員は、9名のうち5名で56パーセントとなっております。

資料をご覧ください。今回委託をしております選定委員会名簿でございます。1番の岩崎通子さんにつきましては、元栄養教諭で長く学校給食に携わってこられました実績がございまして、香南市の学校給食センターにも勤められていた経歴から、センター給食の調理業務等に関する専門的な知識もあることから選定をするものです。2番の島田郁子さんにつきましては、高知県立大学健康栄養学部の健康栄養学科講師でございまして、学校給食における衛生管理でございますとか、栄養管理に関する専門的な知識を有するものとして選任をするものでございます。3番の新谷美智さんは高知県栄養士会会長でございまして、食育に関する幅広い視点と知識、衛生管理や栄養管理に関する専門的な知識を有するものとして選任をするものでございます。4番の前田修一さんにつきましては、高知市小中学校PTA連合会の会長でございまして、学校保護者の代表として選任をするものでございます。5番目の三谷英子さんにつきましては、元RKC調理製菓専門学校長でございます。現在は常任顧問でございまして、民間での調理業務に関する視点を有するものとして選任をするものです。以上5番までの方が外部の委員さんでございまして、3番の新谷さん以外は全て再任でございます。6番につきましては岡林良樹さん、高知市健康福祉部生活食品課の課長でございます。7番の達川浩一さんは、潮江東小学校の校長先生でございます。それから小川晶子さんは、昭和小学校の校長先生でございます。9番、海地哲雄さんは高須小学校の校長先生で、いずれも該当の選任される学校の校長先生でございます。

委託の委嘱の期間は一回目の審査を行います本日令和2年7月21日から、選定を終了する日、令和2年11月末の予定でございます。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

1番の岩崎先生は、今も栄養、給食の何か活動、ご助言をされたりしているのですか。

教育環境支援課長

今は業務としてはお勤めになっているということではございませんけれども、そういう経験がある方でございます。

森田委員

お詳しいということですね。ありがとうございます。

山本教育長

構成自体は、例年の選定委員会のメンバーとほぼ一緒ですか。

教育環境支援課長

はい。新任の新谷さんにつきましても、県の栄養士会会長さんということで今年交代されています。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、本件についてお諮りします。「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分」について、承認することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分」は承認されました。

次に、「第477回高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

7月市議会臨時会提出議案一覧の資料をご覧ください。今回の議案は18件ございます。6月12日に成立した国の2次補正予算に対応した補正予算の議案でございます。

まず(1)職員給与費3件と(2)会計年度任用職員給与費5件です。内容は4月、5月に行いました臨時休業により不足する授業時間の確保のために夏休みを短縮することで、そこに必要となる用務員や調理員、支援員等の給料手当社会保険料等について補正をするものでございます。

次に(3)新型コロナウイルス感染症対策放課後等学習支援員配置事業費と、(4)当初予算で措置をしておりました放課後等学習支援員配置事業費の減額補正については、児童生徒の学びを保障するための補修学習や授業の補助を行う学習支援員を増員し、体制の強化を図るための補正でございます。(4)については当初予算で措置をしていたものですが、当初の補助金が大幅に減額をされていましてことから、今回の国の補正予算を活用するために、一旦減額補正を行って、新たに新型コロナウイルス対策として事業を新設することで、体制強化を図っていくものでございます。

次に(5)保険事業費です。学校での対策に必要な非接触型体温計や消毒液など、衛生用品の購入費用でございます。この事業については5月の議会で補正を行っておりますが、6月6日に策定された国の補助金交付要綱で、補助金の上限額が児童生徒一人当たり340円と示されまして、これで計算しますと、本市の場合751万円となります。5月に補正を行いました3,226,000円と7,510,000円を差し引きして、4,284,000円を追加で補正するものでございます。

次に(6)と(7)の学校施設感染拡大防止対策事業費につきましては、学校で行う対策や学習保障の取組に学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう、各学校への配当予算を増額するものでございます。上限額は1校当たり小規模校が100万円、中規模校が150万円、大規模校200万円、特別支援学校400万円、高等学校300万円となっております。本市では合計9,300万円となります。市教委で一括して整備するものを除いて、残りの学校に配当する費用でございます。

次に(8)学校教育情報化システム管理費です。オンライン授業や各所の研修、遠隔での学習等に幅広く活用するマイク付きスピーカーや、Wi-Fi環境がない場合でもタブレットで家庭学習ができるよう、学習用コンテンツを保存するSDカードを購入する費用で、国の補助制度と臨時交付金を活用した補正を行うものでございます。

次に(9)GIGAスクール構想推進事業費です。再度の臨時休業などの場合にリモート学習等を行うためには、一人1台の端末整備を早急にする必要がございます。既に児童生徒数の3分の2につきましては予算措置をしておりますが、残りの3分の1の端末と教員用の端末の費用を補正するも

ので、児童生徒用が7,136台、教員用が969台の補正です。これにより、一人1台の端末が年度内に整備されるということになります。

次に(10)学校家庭連絡システム整備事業費です。臨時休業や地震・台風・豪雨などの災害時において、市教委と学校、家庭間での連絡や安否確認、また、児童の居場所や給食の提供の希望調査などを行うためのシステムを導入する費用でございます。別にお配りしている資料、学校家庭連絡システム整備事業と書かれたものをご覧ください。上段のところが現状です。4月、5月の臨時休業の際には休業の連絡、また、休業の延長の連絡、それと給食の食数の確認、家庭での子供たちの状況の把握などが必要となる中、学校と家庭とのやり取りができるシステムがなかったために、学校では、連絡を取るというところで意外と苦慮をしておりました。今回のシステムは資料の中央にあるように、保護者の方々が安心して利用できるようにセキュリティを担保し、また、利用者が利用する際、スマホであったりガラケーであったりパソコンであったり、機種にとらわれないシステムにすることを想定しています。また、学校から発信する児童の居場所や給食の希望調査などのアンケートへの回答も自動で集計できる機能、学校だよりなどの文章も送信できるなど、学校現場の負担軽減も図りながら、学校・市教委が家庭へ双方向で連絡が取れるように業務改善にもつなげていきたいと考えております。このシステムについては児童クラブや市立の保育園も供用する予定でございまして、右下にあります、導入のスケジュールとしては本年11月からの開始を目指し、8月に調達の準備、9月に入札、10月に初期設定とかを保護者等に説明案内等を予定しているところでございます。

次に(11)給食事業費でございます。4月13日から5月24日まで臨時休業に伴いまして、発注を取り消しました牛乳に対する違約金と給食費の補填費用です。緊急事態宣言があつて、急遽4月13日と14日が居場所への登校も自粛を求めたことで、給食会で行っております食材発注の取消しが間に合わなかったもので、そこへの補填でございます。それと、夏休みを短縮して給食を実施しますので、調理室の熱中症対策として、可動式のスポットクーラーの設置費用についてもここで補正を行うものでございます。

次に(12)給食センター運営事業費です。一つ目が夏休みを短縮して授業日を設定したことで、13日間程度は給食が増えるというところ、二つ目が昨年初めて一年間を通して稼働したところ、平成30年度に契約した時点で想定しておりました日数、年間170日を20日程度上回る実績となったこと、この二つの理由により、2か所のセンターの今年度の稼働日数がそれぞれ30日程度増加しますので、委託費が不足する見込みのため補正を行うものでございます。(13)、(14)はすでに契約している令和4年度までの委託費について、翌年度以降も契約を見直す必要がありますので、債務負担行為の設定をし直すものでございます。

次に(15)スクールバス運行事業費です。特別支援学校のスクールバスは窓を開けるなどの対応が難しく、3密になる可能性が高まるとともに、重症化リスクの高い医療的ケアが必要な児童生徒が乗車する場合もございますことから、9月1日から来年の3月24日までの間、バス1台の増便と同乗する介助員1名分の報償費についての補正を行うものでございます。

次に(16)文化施設利用者補助金です。かるぽーとなどの文化施設においては、緊急事態宣言が5月25日に解除された後も国や県が定める対処方針にのっとり、定員の50パーセント制限の要請を行っているところです。この補助金は、その制限によって利用者の事業運営に影響が出る可能性もあることから、文化芸術活動の再開支援につなげていくために、使用料の50パーセント相当額を補正するものでございます。その対象となる施設は収容人数300人以上の規模で、間隔を空けて実施しているということが確認できる固定された座席とステージが設置されている施設として、かるぽーとの大ホール、春野のピアステージ、三里の文化会館多目的ホールの3施設としています。また、対象の事業については、文化・芸術を目的とした講演やそれに伴う練習等としておりまして、対処

方針や感染防止対策を遵守した公演であることとして、支援の期間は段階的に緩和が始まった5月25日から年度末3月31日までとしております。

(17)文化プラザの管理運営費は、かるぽーと大ホールなどで体温を測定するために使用するサーマルカメラや手指消毒液などの購入費用について補正を行うもので、(18)社会体育費の総務管理費は、市営のスポーツ施設で使用する体温計等を購入する費用でございます。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

二つあります。この予算というよりは、事業の中身についてのことです。学校家庭連絡システム整備事業についてご説明いただきましたが、これは高知商業高校も対象ですか。

山本教育長

高知商業高校はC l a s s iというのを別に入れておりますので、そちらで行うため商業は今回入っておりません。

西森委員

ありがとうございます。今回のこれは、独自に開発されるということですか。

山本教育長

既にある製品を想定しています。

西森委員

そういうことですね。安定性のあるものということで、C l a s s iは学校から通知が来たらメールが来るはずでしたが、そのメールが全然来なくなり、また、メールを見たら「見ましたを押す」となっていますが、保護者の「見ました」はほとんど押されないようになっているという状態が発生していました。ここ一か月ぐらいは少し回復している感じはありますが、ちょっと安定性が気になったというところです。

あともう一つ、これも本質的な問題ではないのですが、(16)のかるぽーとなどの席を空けて使うというこの問題ですけれども、なかなか難しいと思っています。小さい子供とか、例えば家族単位で座ることもありますよね。そういうときというのは、係の方が見て「空けてください」と言っても、現実に小学生ぐらいの子供ぐらまでは、隣に座らせておくというのが当然だと思います。そこら辺もある程度、臨機応変に判断していただけるということですか。

生涯学習課

そこは施設の管理者が柔軟に対応してくれるとは思っております。

西森委員

座席の問題だけで文化に触れる機会が、小さい子供、保護者が連れてくるぐらいの子供たちが触れる機会が少なくなりがねないと思ったものですから、一応ご質問いたしました。ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

森田委員

こちらについてお伺いしていいですか。一応確認ですけど、この保護者というのは、お父さんお母さん、おばあちゃんなど複数登録しても大丈夫というシステムになっていますか。

教育環境支援課長

これは一人の児童に対して、4人まで登録できるということです。

森田委員

一人見ていなかったりしたら、全滅ということだったりもあるかと思ひまして。

山本教育長

ただ、それが入るかどうかわからない話ですが、想定しているものは4人まで登録できます。

森田委員

ありがとうございました。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了します。

次に「令和2年7月市議会質疑概要について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

A4縦の資料、令和2年7月市議会質疑概要と書いた資料をご覧ください。7月17日に行われました、7月市議会臨時会において行いました教育委員会に関わる質疑の概要について、ご報告いたします。

教育委員会関係では質疑を行った議員4名中1名の議員から、GIGAスクール構想による児童生徒一人1台のタブレット端末の整備に関しまして、タブレットが外部のネットワークへ接続して使用することを個人情報保護条例の制限との関連について、2問の質問がありました。報告は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

個人情報保護条例の中にオンライン結合という文言があるのですが、それに当たるのではないかとということです。今回のGIGAスクールで入れた端末で授業をする際に、それをオンライン結合に当たって個人情報保護条例で禁止をされた行為ではないかということで、仮にそれに当たらないとしても、今後、学校側はGIGAスクールの端末を使っていく中で、その文言があることによって、いろいろ支障が出ませんかということを心配しての質問です。国の方からは、オンライン結合は原則禁止と国がしていないので、地方においても、そこについては見直しをしてくださいというような通知が出ています。それに沿った形で個人情報保護条例を改正してはどうかというのが主な内容でございます。

今の想定しているのは、オンライン結合に当たらないという形と、今後、市長部局での改正になりますので、できれば改正をしていただきたいと私からお答えをさせていただき、市長からは、見直しますということで答弁が出ております。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

日程第2 市教委第51号「令和3年度使用高知地区教科用図書の採択について」、日程第3 市教委第52号「令和3年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」及び日程第4 市教委第53号「令和3年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」の議題ですが、この3案件は、8月末までの間、時限秘の内容となっておりますので秘密会といたします。

また、報告事項の4件目につきましては、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、秘密会といたします。

なお、進行の都合上、報告事項、いじめ案件から進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、関係者以外は退席をお願いいたします。

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

山本教育長

日程第2 市教委第51号「令和3年度使用高知地区教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

市教委第51号「令和3年度使用高知地区教科用図書採択について」を説明させていただきます。

趣旨といたしましては、令和3年度から高知市立中・義務教育学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定の事項に照らし合わせ、教科用図書の採択の公正確保に努めるものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」と規定されております。つきましては、本教育委員の森田委員さんが、中学校及び高等学校家庭科の教科書における執筆等に携わっておられますことから、先ほどお伝えいたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づきまして、公正確保のため、今後の家庭科及び家庭科分野に係る教科書採択審議に限りまして、森田委員さんにご退席いただくことをお諮り下さいますようお願いいたします。

なお、その他の教科、種目の教科書採択審議の際、森田委員さんは中学校及び高等学校の家庭科の教科書に係る執筆以外は特に利害関係が認められていないため、審議にご参加いただくことを併せてお諮り下さいますようお願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

小学校のときと同様という形でやらせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第51号「令和3年度使用高知地区教科用図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第51号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第52号「令和3年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第52号「令和3年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」を説明させていただきます。

趣旨は令和3年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書について、高知地区教科用図書採択協議会からの報告書、資料を審議し、種目ごとに1種を採択するものです。

まず、資料の説明をいたします。資料1の1ページから2ページをご覧ください。1ページに「教科書採択の仕組み」、2ページに「調査研究方針」を示してあります。4月定例会でご説明いたしましたとおり、中学校教科用図書につきましては、今回、学習指導要領改訂に伴う教科書採択ということもあり、調査研究委員会からの各教科の専門的な調査研究結果をもとに、採択協議会において3種選定の協議が丁寧に行われております。2ページの調査研究方針につきましては、昨年度、小学校の際の採択と同様のものをごさいます。いわゆる県の調査研究方針を参考にしているものをごさいます。続きまして3ページは、本日の定例教育委員会に先立ちまして、採択協議会の松下会長から教育委員会へ提出された答申でごさいます。この採択協議会からの答申でごさいます。10教科16種目につきましては、調査研究方針に基づき、種目ごとに3種が選定されております。

資料2は、文部科学省作成の令和3年度使用中学校教科書目録の掲載図書一覧でごさいます。表の中で○印が入っている箇所が、文部科学省の検定を合格し、目録に登録された教科書となります。また、それぞれの○印の横に※印のあるものが、平成31年度に本市で採択をされ、現在使用している教科書を示しております。国語の欄を例にいたしますと、光村図書出版株式会社発行の教科書を使用しているということでごさいます。

資料3は採択協議会からの、令和3年度使用教科用図書についての報告書となっております。資料3の1ページをご覧ください。こちらには国語において選定された3種に共通する特徴が記載されております。そして2ページから5ページまでが、発行者ごとの報告書資料となっております。なお、採択協議会の役割は「種目ごとに3種を選定すること」でごさいますので、その3種の評価や順位性については記載いたしておりません。以下、国語と同様に、種目ごとに「選定された3種に共通する特徴」と「発行者ごとの報告書資料」が記載されております。また、資料3の31ページをご覧ください。地図は2種のみ発行でごさいます。採択協議会におきまして、今回、その全てがふさわしいものとして選定されております。そして地図と同様に、50ページの音楽一般や53ページの音楽器楽も2種のみ発行でごさいます。採択協議会におきまして、今回、その全てがふさわしいものとして選定されております。

協議に当たりまして、委員さんの後ろには、採択協議会で3種選定された教科書見本及び3種以外の教科書につきましても、見本本を見ることができるよう用意しております。

本日は、採択協議会からの答申を参考にいただきまして、種目ごとに1種ずつ、採択していただきますようお願いいたします。それでは、委員の皆様、よろしく願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

ただ、実際まだ教科書見られていけませんので、そこの中ではなかなか難しいと思います。どうでしょう、今言ったように、まだ資料に目を通していただけていけませんので、今日結論というのは難しいと思います。次回の委員会までに資料に目を通していただいて、その上で結論を出してはどうかと考えますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

山本教育長

それでは、市教委第52号「令和3年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」は、継続審議といたします。それまでに、資料にお目通しくださるようお願いします。

日程第4 市教委第53号「令和3年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第53号「令和3年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を説明いたします。

趣旨につきましては、令和3年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を採択するものです。

資料1をご覧ください。始めに、1「学校教育法附則第9条による教科用図書」について説明いたします。

(1)について、補足説明いたします。特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、同法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができます。学校教育法第34条に定める教科用図書とは、同法第34条第1項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中・義務教育学校及び特別支援学校にも準用されます。しかしながら、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在発行されておられません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集・発行していますが、その種類は国語、算数・数学、音楽のみに限られております。そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっておりまして、この図書を通称「9条図書」と呼んでおります。

(2)についてですが、この9条図書は、検定済教科書では子供たちの学習に適切でないという場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受ける、ということになります。なお、9条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子供個人のものとなります。

(3)についてですが、9条図書は、特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育課程上にない教科に対しては支給できません。

(4)についてですが、9条図書は、検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うというのではなく、子供の学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものでございます。

特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9条図書はこうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へと発展拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に、2 9条図書の採択について説明いたします。

採択の流れにつきましては、資料2の1ページをご覧ください。1 高知県教育委員会からの指導・助言を得て、2 本市教育委員会事務局、教育研究所特別支援教育班が、3、4ですが、学校代表の意見を参考に調査研究を行い、5 本市教育委員会事務局が採択資料を作成するとともに、6 本教育委員会に提案し審議を行い、採択をお願いするものです。

2ページをご覧ください。本年度の本市の「義務教育諸学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定基準」を示しています。この内容におきましては、本年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを参考に作成しております。

資料3をご覧ください。9条図書は、平成15年度以降、採択された図書を順次追加していく形にさせていただいております。資料3にございますように、本年度は469冊の一般図書の中から選べるようになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子供たちの現状に応じて、より良い図書を選択できるようにするためでございます。

続きまして、資料2の3ページから4ページをご覧ください。令和3年度以降用として、新たに調査を行う一般図書一覧でございます。3ページのナンバー1からナンバー9までの9冊においては、県教育委員会からの指導・助言を受けた図書でございます。4ページのナンバー10から22の13冊については、本市において学校現場からの使用の希望を参考に選んだ図書でございます。よって、合計22冊において、本日ご審議をお願いいたします。

5ページをご覧ください。5ページ以降15ページまでは、この22冊の本の内容構成や印刷、表現、価格等について調査研究した結果でございます。こちらに22冊の見本の本を用意しておりますので、ご覧いただければと思います。

本日は、この22冊について、採択のためのご審議のほど、よろしくをお願いいたします。9条図書のご説明は、以上でございます。

それでは、本の見本をご覧いただければと思います。

付箋で色分けをしておりますが、県がピンク、高知市がブルーです。

西森委員

これは今まで見たことがないです。

学校教育課長

先ほどの文部科学省が出しているのがそれしかないというものです。

西森委員

実際に先生たちが選ぶとしたら、どうやって選びますか。見本というか、多分リストはあるわけですね、手元に。これは良さそうと思ったときに、オーテピアは児童書を全点購入しているはずなので、高知市の場合でしたら、リストを見たら、見に行けばきっとあるでしょう、そうやって選ぶのでしょうか。

教育研究所特別支援教育班長

高知特別支援学校の図書室の方に、今までの採択の分が全部あります。ただ、委員さんが言われたように、オーテピアという話もやはり出てきておりまして、実際に子供がその場で見ながら選ぶことができるので、そういった部分は、今、次長や教育長などと相談しながらというところです。

弘瀬教育次長

そういう方向で、オーテピアで閲覧できるような形を実現したいと思っているところです。高知特別支援学校で従来どおりやりながらも、オーテピアでも見れるようにすれば、もう少し気軽に見に行けると思っているところです。

西森委員

では子供さん自身が手に取って、これを見たいとか、夢中になって読んでいると思ったら、先生がこの本はいいかもしれないということですか。

教育研究所特別支援教育班長

そうですね。それとか、保護者もどんな本を選んだかとか、子供と一緒に選ぶこともできると思いますので。高知特別支援学校でしたら教員が行って、教員が選ぶという形になりますので。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

教育研究所特別支援教育班長

軽度な知的障害の中学3年生までが対象になりますので、そういった意味で言うと、キャラクターも含めて、ちょっと難易度が高い部分もありますけれども。

谷委員

卒業して、ものづくりみたいな分野に進んだりする子もいたりしますか。

教育研究所特別支援教育班長

そういう子もいますけれども、趣味でそういうのを調べたりとか、そういう趣味につながるという部分なども含んでおります。調理なども含めて幅広く選択をさせてもらっております。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第53号「令和3年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第53号は、原案のとおり決しました。

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

署 名

教育長 _____

5番委員 _____